

水洗便所改造資金利子補給制度について

(令和3年2月1日)

既設の便所(くみ取り式又は浄化槽を使用した便所)を水洗便所に改造するため資金の借入れを希望される方に対して、市の指定する金融機関で融資を受ける場合、利子の全部又は一部を市が補給いたします。

- 1 利子補給対象者 次の条件を全て満たした方にこの制度が適用されます。
 - 下水処理区域内の、専ら居住の用に供する建物の所有者。又はその所有者の同意を得て使用する者
 - 市民税、固定資産税及び下水道事業受益者負担金を滞納していない者
 - 自己資金では工事費を一時に負担することが困難である者
 - 元利金の償還について確実な連帯保証人等のある者
 - 共同住宅の場合は、賃貸形式で法人以外が所有するもの

- 2 利子補給対象
融資限度額 (戸建住宅の場合) 1件につき60万円以内で万単位とします。
(共同住宅の場合) 1件につき120万円以内で万単位とします。

- 3 償還方法 (戸建住宅の場合) 48か月以内の元金均等月賦払いです。
(共同住宅の場合) 60か月以内の元金均等月賦払いです。

- 4 利子補給率 現在、下記金融機関と市との間で、金利年3.2%で貸付けを行うよう契約しています。
 - ☞ 供用開始日から3年以内の場合
償還期間の当初から年3.2%を補給(利子の全額を市が負担)
 - ☞ 供用開始日から3年を過ぎた場合
償還期間の当初から年1.6%を補給(利子の半額を市が負担)

- 5 取扱金融機関 (戸建住宅の場合)
(株)四国銀行、(株)高知銀行、高知信用金庫、四国労働金庫、高知市農業協同組合
(共同住宅の場合)
(株)四国銀行、(株)高知銀行、高知信用金庫、高知市農業協同組合

- 6 必要書類 (1)利子補給申請書
(2)申請者の「市税等納税証明書(官公庁提出用)」
※発行場所は、高知市役所本庁舎2階 資産税課 税務証明係のみです。

- 7 申込み方法 工事を依頼する指定業者に制度を利用する旨を伝え、排水設備申請書(接続工事申請書)と一緒に必要書類を提出してください。申請が受理されると約1週間、「水洗便所改造資金利子補給決定通知書」をお送りします。なお、工事着手後はこの制度の利用ができなくなりますのでご注意ください。

- 8 融資金の交付 市が行う工事完了検査に合格すると、施工業者を通じて「検査証」を交付します。検査証と融資利用に必要な書類を添付して、上記金融機関に利子補給申請者ご本人が融資の申込みを行ってください。なお、必要書類や連帯保証人の条件については各金融機関によって異なりますので、申込み予定の金融機関に前もってご確認ください。